○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市港区春田野三丁目一〇四番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十四日

○四国地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本二一六番一から同町中喜来字稲本二二〇番九まで	前	一四・八五～一七・〇七メートル	〇〇・〇八五キロメートル
	後	一四・八五～二一・一二メートル	〇〇・〇八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐賀県杵島郡江北町大字上小田字四本松六八九番一から同郡江北町大字上小田字四本松七三一番一まで	前	一二・一四～三二・一二メートル	〇〇・一七一キロメートル
	後	一二・七三～四一・五〇メートル	〇〇・一七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	佐賀県杵島郡江北町大字上小田字四本松六八九番一から同郡江北町大字上小田字四本松七三一番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十五日

○九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島県曽於郡大崎町神領字濱牧二一三三番一から同町神領字小入枝一〇七三番二まで	前	一〇・二一～三七・七〇メートル	一・四八二キロメートル
	後	一三・九六～三八・〇二メートル	一・四八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
臼杵市野津町大字野津市字中津留六三六番から同市野津町大字野津市字中仮屋六〇四番三まで	前	一四・三四～二三・五七メートル	〇〇・三六〇キロメートル
	後	一四・三四～二三・五七メートル	〇〇・三六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	臼杵市野津町大字野津市字中津留九九〇番五から同市野津町大字野津市字中仮屋六〇四番三まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十四日

○沖縄総合事務局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　沖縄総合事務局長　能登　靖

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県国頭郡金武町字屋嘉伊地田原一四三九番一から同町字屋嘉村内二二九番三	前	一八・一四～六七・一〇〇メートル	〇〇・〇八一キロメートル
	後	一八・八二～六七・一〇〇メートル	〇〇・〇八一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所